

最新情報

平成22年4月22日

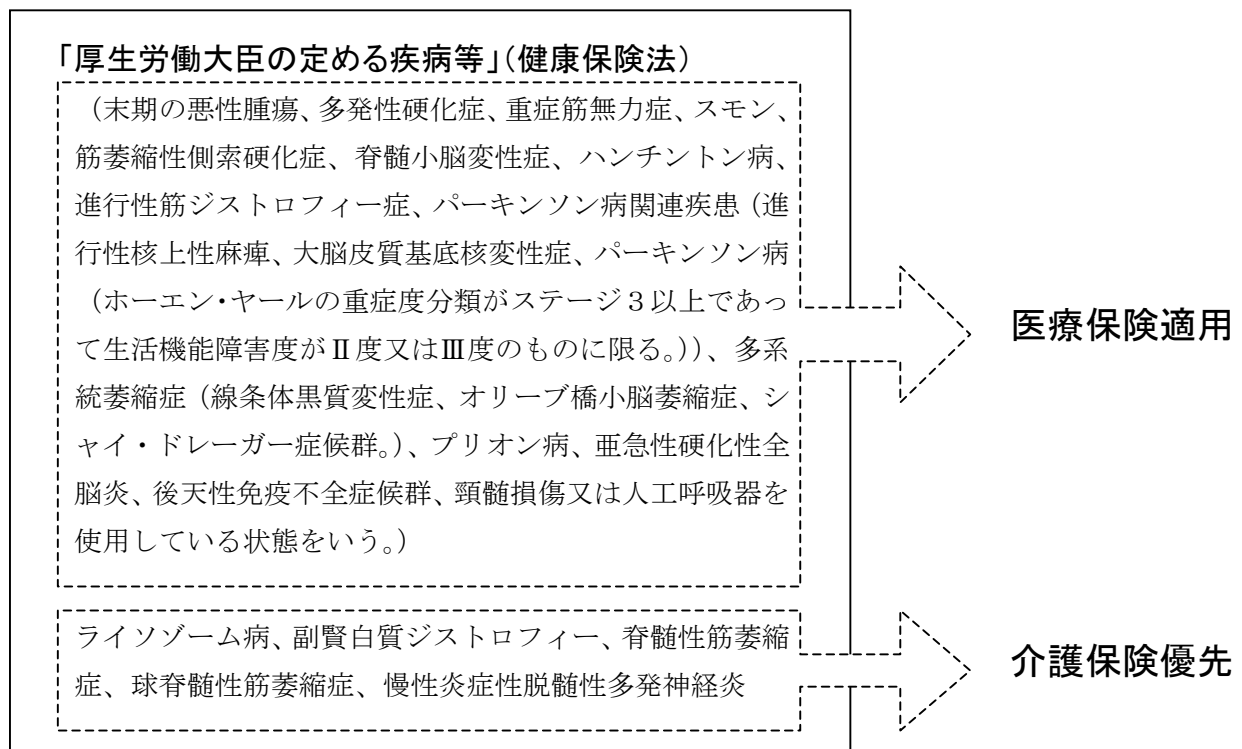
全国訪問看護事業協会 会員各位

(社)全国訪問看護事業協会

医療保険と介護保険における「厚生労働大臣の定める疾病等」の取り扱いについて

平成22年診療報酬改定で健康保険法の「厚生労働大臣の定める疾病等」で「ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎」(以下5疾病)が拡大されましたが、介護保険法においては「厚生労働大臣の定める疾病等」で5疾病が拡大されず、健康保険法と介護保険法で「厚生労働大臣の定める疾病等」の対象疾病に相違があります。

保険の取り扱いについては、介護保険が優先されますので、5疾病の対象者は介護保険の給付が可能な場合は、介護保険を利用することになります。



【参考法】(健康保険法第五十五条2)

被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。